

介護老人福祉施設 特別養護老人ホームなごみの郷運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正仁会が運営する介護老人福祉施設 特別養護老人ホームなごみの郷（以下「事業所」という）が行う介護老人福祉施設サービス事業（以下「事業」という）は、施設において要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームなごみの郷
- (2) 所在地 広島市安佐北区落合南町 196 番 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 生活相談員 1名（常勤専従）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名（常勤専従）
利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (4) 看護職員 6名（常勤専従4名、非常勤専従2名）
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用するために必要な処

置を行う。

- (5) 介護職員 52名（常勤専従40名 常勤兼務1名 非常勤専従11名）
介護職員は介護老人福祉施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名（常勤専従1名）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- (7) 医師 2名（非常勤専従2名）
利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (8) 管理栄養士 6名（常勤専従2名 常勤兼務1名 非常勤兼務3名）
利用者に提供する食事の管理、利用者に栄養指導を行う。

（事業所の利用定員）

第5条 介護老人福祉施設 特別養護老人ホームなごみの郷の利用定員は80名とする。

（サービスの内容）

第6条 介護老人福祉施設 特別養護老人ホームなごみの郷のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話 介護、食事の提供、健康管理、相談及び援助
- (2) 機能訓練サービス 機能訓練その他
2 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他行動を制限する行為は行わない。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は身元引受人等の承諾を得て行い、状況報告を行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 居住費は、日額、多床室（2人以上の部屋）915円、従来型個室1,231円とする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当りの料金とする。
- 3 食費は、日額 1,445円とする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当りの料金とする。
- 4 前各項に挙げるものの他、介護老人福祉施設サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費を徴収する。
- 5 前項の費用の支払を受ける際には、事前に利用者又は家族に対して文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 8 条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 持ち物にはすべて氏名をあらかじめ記入して持参する。
- (2) 外出する場合はあらかじめ届け出る。
- (3) 施設の設定や備品を利用者の不注意で壊した場合は弁償する。

(苦情の処理)

第 9 条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族代表者に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 事業所のサービス従業者は、サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

- (1) 協力医療機関との連携

事業所においては協力医療機関の契約を結び、急性期等の対応について連携を図る。

- (2) 看護職員の体制

事業所では常勤の看護職員を配置し日常的な健康管理にあたる。また、看護職員が不在の場合もオンコール体制により、24時間対応可能な体制とする。19:00～翌朝 7:00 の時間帯は、勤務表に定める看護職員が夜間・緊急時に配置医と迅速に連携が図れる連絡体制とする。

(非常災害対策)

第 12 条 介護老人福祉施設サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、消防計画等の防火計画に基づき年 2 回以上の避難救出訓練を行う。

(身体的拘束)

第13条 事業所は、身体的拘束等に関し、「なごみの郷 身体的拘束ゼロへのマニュアル」を定め、常に事業所内に周知徹底させ、身体的拘束ゼロを目指す。

- 2 身体的拘束等の防止に向けて、事業所内で実施するカンファレンスにて関係従業員へ周知を図り、身体的拘束ゼロを実現します。また身体的拘束等による利用者及び介護者に対する弊害について適宜に全体会議の場を通じて関係従業員へ啓発する。
- 3 身体的拘束等を行わないことで起こりうる事故等のリスクに対し、環境面等の整備を図り安全を確保できるように努める。
- 4 考え得るすべての代替的な方法を用いた上でも、利用者及び他の利用者の生命が危険にさらされる場合においては、所定の手続きを経たのちに、極めて限定的に身体的拘束等を実施する。
- 5 利用者の身体的拘束等を行なう必要性が生じた場合、次の内容に基づき検討を行う。
 - (1) 利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合。
 - (2) 身体的拘束等の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合。
 - (3) 身体的拘束等の行動制限が一時的なものであること。
- 6 事業所は、身体的拘束等を行う場合には家族に対して説明し、なおかつ説明文書にて同意する旨の署名、押印を受けることとする。
 - (1) 事業所は、身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、身体的拘束等に関する説明書に基づいて利用者又は家族に説明を行う。
 - (2) 身体的拘束その他行動制限が行なわれている場合は、経過観察記録を作成する。事業所は、その記録に基づいた経過を利用者又は家族に説明を行う。
 - (3) 身体的拘束その他行動制限を解除した後は、これらの行為の妥当性を関係従業員にて検証作業を行い、記録を作成する。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発及び普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、事業所の従業者等の資質の向上を図るため、次のような研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 階層別研修 年1回
- (3) その他の研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。また、事業所を退職した後も同様とする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

平成17年10月1日(一部変更)

平成17年12月26日(一部変更)

平成20年11月1日(一部変更)

平成25年4月1日(一部変更)

平成25年12月1日(一部変更)

平成26年12月1日(一部変更)

令和元年10月1日(一部変更)

令和2年12月1日(一部変更)

令和3年10月1日(一部変更)

令和6年8月1日(一部変更)